KIPS-JCBカード会員特約

第１条（カードの名称）

本カードは、近鉄グループホールディングス株式会社（以下「近鉄GHD」という）および株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という）が提携して発行するもので、カードの名称は「KIPS-JCBカード」（以下「カード」という）と称します。

第２条（会員）

カードの会員は、本特約ならびにJCB会員規約を承認のうえカードの発行を申し込み、JCBが本会員または家族会員として認めた方（以下「会員」という）とし、本特約に基づく資格（以下「KIPS会員資格」という）とJCB会員資格を有するものとします。

第３条（会員向けサービス）

1. 近鉄GHDは会員に対し「KIPSポイントサービス規約」に定める「KIPSポイント」を付与するものとし、JCBがJCB会員に提供する「J-POINT」は、会員に付与されません。
2. 会員は、JCB会員資格により、JCBが書面その他の方法により通知または公表する方法に従ってJCB会員固有のサービスを受けるものとします。

第４条（会員資格の喪失）

会員が、JCB会員規約によりJCB会員資格を喪失した場合、自動的にKIPS会員資格を喪失するものとします。

第５条（会員情報の共同利用に関する同意）

1. 会員は、会員の個人情報（以下「会員情報」という）の共同利用に関して、次のとおり同意するものとします。
   ①KIPS参加企業のうち会員情報を利用する企業（以下「会員情報利用企業」という）とJCBが、会員管理、会員向け特典の提供および会員に対し宣伝物や印刷物等の送付など営業案内等のために、下記の個人情報を共同すること。
   ア.申込書記載事項（信用情報を除く）および会員がJCB会員規約に基づき届け出た情報
   イ.会員のカード利用情報
   ウ.カードの申し込みにより発行されるカード会員番号・有効期限および変更後のカード会員番号・有効期限
   エ.カード会員番号が無効となった事実（理由を除く）
   オ.JCB会員資格の喪失（理由を除く）
   ②会員情報利用企業が、JCBと共同する前号の会員情報について、適切な保護措置を講じたうえで、正当な事業活動の範囲内で前号に定める目的のために利用すること。なお、会員は、前号の営業案内等を希望しない場合には、カード、カードご利用代金明細書およびこれに同封されるご案内などを除き、会員情報利用企業に対し、その中止を申し出ることができます。
   ③会員情報利用企業の名称、所在地、電話番号は、ホームページでご確認いただけます。
2. JCBは、会員または申込者が本特約の全部または一部を承認できない場合、入会をお断りすることや、退会手続きをとることがあります。ただし、前項第２号のうち、宣伝物や印刷物等の送付など営業案内等のための利用を承認できない場合に、これを理由に入会をお断りすることや、退会手続きをとることはありません。
3. 会員情報利用企業およびJCBは、会員情報を厳正に管理し、個人情報保護に十分な注意を払うとともに、本特約およびJCB会員規約に定める目的以外には利用しないものとします。
4. 本特約に関する会員情報の開示・訂正・削除請求等についてのお問い合わせは、本特約の末尾に記載のKIPSコールセンターまで連絡するものとします。

第６条（業務委託先への預託に関する同意）

会員は、会員情報利用企業が第５条第１項第１号に掲げる目的のため、個人情報について保護措置を講じたうえで、業務の全部または一部を第三者に委託する場合があることをあらかじめ同意するものとします。

第７条（本特約の改定等）

1. 本特約の改定は、JCB会員規約の（会員規約およびその改定）の定めが適用されるものとします。
2. 本特約に定めない事項については、JCB会員規約が適用されるものとします。

特約末尾記載事項

1. お問い合わせ窓口

本特約に関する会員情報の開示・訂正・削除請求等についてのお問い合わせは、下記までお願いします。

KIPSコールセンター
〒543-8585　大阪市天王寺区上本町６丁目１番55号
電話　0570-020-383（10:00～18:00　土・日・祝・年末年始休）

（TK000400・20260112）

KIPSポイントサービス規約

第１条（目的）

本規約は、近鉄グループホールディングス株式会社（以下「当社」という）が、第２条に定めるKIPSカードを利用する会員に対して提供するKIPSポイント（以下「ポイント」という）のサービス内容について定めたものです。

第２条（用語の定義）

本規約における主な用語の定義は、以下の各号に掲げるとおりとします。

(1)「カード会社」とは、当社およびグループ各社と提携して、その会員にクレジットカードを発行する会社をいいます。

(2)KIPSカード（以下「カード」という）とは以下のとおりです。
①当社およびグループ各社が提携するカード会社と共同して発行する「KIPSクレジットカード」
②当社、株式会社スルッとKANSAIおよび提携するカード会社が共同して発行する「KIPS PiTaPaカード」
③当社、近畿日本鉄道株式会社および西日本旅客鉄道株式会社が共同して発行する「KIPS ICOCAカード」
④当社が発行する「KIPSポイントカード」

(3)「本サービス」とは、会員が、末尾記載のポイント加盟店（以下「加盟店」という）およびカード会社の加盟店（以下「カード加盟店」という）においてカードを利用した場合、当社が会員に対してポイントを提供し、会員はポイントを加盟店にて利用できるサービスをいいます。

(4)「会員」とは、本規約を承認のうえ本サービスを利用するカード会員をいい、KIPSクレジットカードの場合には家族会員を含みます。

(5)「カード会員規定・特約」とは、当社、当社および近畿日本鉄道株式会社、当社およびカード会社、または当社、カード会社および株式会社スルッとKANSAIが、カード会員入会にあたって定めた会員規定ならびに会員特約をいいます。

(6)「クーポン」とは、会員が、一定のポイント数を引き換えることにより発行される証票をいいます。なお、クーポンは１枚あたり500円相当とし、500ポイントにつき１枚と引き換えます。

(7)「当社等」とは、当社および加盟店を運営する各社の総称です。

(8)「会員番号」とは、カードに記載されている各カード固有の番号をいい、ポイントが付与または利用される際に用いられます。

(9)「検索番号」とは、KIPS ICOCAカード会員およびKIPSポイントカード会員がKIPS Webサービスに利用登録するために必要な番号です。

第３条（ポイントの付与）

当社は、会員が決済と同時に加盟店およびカード加盟店で当社所定の方法で「KIPSクレジットカード」を提示した場合、または加盟店で「KIPSポイントカード」もしくは「KIPS ICOCAカード」を提示した場合、会員に対しポイントを付与いたします。（一部の加盟店およびカード加盟店を除きます。また、KIPSポイント、クーポンおよび一部金券の利用による決済を除きます。）

2. ポイント付与率や対象商品、サービス、付与日等の付与方法は、カードの種類、加盟店またはカード加盟店により異なります。また、加盟店またはカード加盟店によって、一部ポイント付与が除外となる店舗・売場・商品・サービス等があります。
3. 決済後にカード、もしくは取引があったことを証する証憑類を提示いただいてもポイントは付与されません。
4. 株式会社三菱UFJ銀行および株式会社百五銀行との提携カードについては、加盟店以外のカード加盟店でカードを利用してもポイント付与されません（提示によるポイント付与もありません）。ただし、株式会社三菱UFJ銀行および株式会社百五銀行が提供するポイントサービスについては別途、提携先の定めるところによります。
5. 第1項に定めるほか、定期乗車券を現金決済と同時に「KIPS ICOCAカード」へ搭載した場合、近畿日本鉄道鉄軌道線の定期運賃に応じてポイントを付与します（定期乗車券を「KIPS ICOCAカード」から他の媒体へ発行替えした場合は、ポイント付与を取り消す場合があります。）。また、近畿日本鉄道株式会社の「IC乗車券利用規程」に定める方法で「KIPS PiTaPaカード」または「KIPS ICOCAカード」を近畿日本鉄道鉄軌道線で利用した場合、毎月の利用金額（近畿日本鉄道鉄軌道線の普通運賃による利用金額をいい、割引が適用される場合は割引後の金額とします。）に応じてポイントを付与します。
6. ポイントは本人会員と家族会員それぞれの利用額に対して計算し、合算して付与されます。
7. 一人の会員が複数枚のカードを保有している場合、ポイントは合算できません。また、ポイントの譲渡はできません。ただし、「KIPSクレジットカード」と「KIPS ICOCAカード」のポイント、または「KIPSクレジットカード」と「KIPSポイントカード」のポイントについては、会員が当社所定の方法で当社に届け出た場合に限り、合算できます。
8. 加盟店の都合により、ポイント設定（率・数等）を変更または廃止することがあります。この場合、当社等は一切の責任を負いません。

第４条（ポイントの利用）

会員は、前条により付与されたポイントについて、以下のとおり加盟店において利用することができます。

(1) ポイントの利用は、以下の方法のうち当社または加盟店が指定する方法によるものとします。また、当社および加盟店によって、一部ポイント利用が除外となる店舗・売場・商品・サービス等があります。
  ①ポイント単位で、ポイントを商品・サービスの代金に直接充当する方法
  ②第６条に定める方法により一定のポイントをクーポンに引き換え、加盟店にて利用する方法
  ③インターネットを通じて当社が指定する商品・サービスに引き換える方法
  ④その他当社または加盟店が指定する方法
(2) ポイントの利用方法にかかわらず、つり銭はお出しできません。
(3) ポイントまたはクーポンは現金との引き換えはできません。

2. 利用可能ポイントは、原則前条により付与されたポイントの総数から、前項のポイント利用数を差し引いたポイント数とします。ただし、ポイント付与後、当社にてポイント数の更新が行われるまでの期間は、ポイント付与数が利用可能ポイントに反映されない場合があります。
3. カード会社および提携先から交換、受入したポイントは、その交換前のカード会社および提携先のポイントに戻すことはできません。ただし、当社が指定する方法で第１項第１号③により改めてそれらのポイントに引き換える場合はその限りではありません。

第５条（ポイントの有効期限）

毎年１月１日から12月31日までに積み立てたポイントは、翌々年の１月15日まで有効とし、期限を超えたポイントは無効となります。

2. ポイント残高は、一部加盟店が発行するレシートもしくはKIPS Webサービス等にて確認できます。

第６条（ポイントのクーポンへの交換）

ポイントのクーポンへの引き換えおよびご利用については以下の各号のとおりとします。

(1) 付与されたポイントは、当社が指定する申込方法および交換条件にてクーポンにお引き換えできます。
(2) 発行したクーポンの有効期限は、発行日から３ヵ月後の月末とします。
(3) クーポンは加盟店にてご利用いただけます（一部加盟店を除きます）。ただし加盟店によりクーポン利用対象外の店舗･売場･商品･サービス等があります。
(4) クーポンの紛失、盗難、汚損、破損等による再発行は行いません。また、その場合当社等は一切の責任を負いません。
(5) クーポンへの交換後、第８条に定める返品・取消しを行った場合、当社または加盟店はクーポンの返還を請求する場合があります。

第７条（ポイントの引継ぎ等）

カードの紛失、盗難、汚損、破損等による再発行の場合は、会員が当社所定の方法で当社に届け出た時点のポイント数を新たなカードに引き継ぎます。ただし、会員が届け出る前に第三者等によりポイントが利用された場合やポイントが失効した場合については、当社等は一切の責任を負いません。

2. 会員の都合により退会される場合には、積み立てたポイントは全て無効となります。

第８条（買上げ商品の返品処理）

買上げ商品等を返品、取消する場合は、会員がお買上になった加盟店においてカードおよび買上げ時のレシート等を提示することにより、当該付与ポイントを累計ポイントから差し引くものとします。なお、定期乗車券の有効期間中における払戻の場合は、返金額に応じたポイントを累計ポイントから差し引きます。

2. 買上げ商品等の返品、取消によりポイント残高がマイナスになった場合は、マイナスポイント数に相当する金額をご請求する場合があります。また理由なく、それら返品等を繰り返す行為は不正とみなし、返品等に応じない場合があります。
3. ポイントを利用して買上げた商品等を返品、取消する場合は、返品処理を行う加盟店の規定に基づき、買上げ時と同数のポイントを返還しますが、現金での払戻しはいたしません。

第９条（運営の委託）

当社は、本サービスの運営業務について、当社の指定する委託先に委託できるものとします。

第１０条（個人情報の取扱い）

会員は、住所・氏名・生年月日・電話番号・電子メールアドレス・本サービスの利用状況に関する個人情報を当社で登録することに同意するものとします。

2. 前項の個人情報とは、カード会員規定・特約に基づいて既に当社が取得している個人情報、および会員の本サービス利用により新たに当社等が取得する個人情報をいいます。
3. 会員は、当社等が各社の事業の範囲内で、前項までの個人情報を次の各号の目的のために共同利用することに同意するものとします。
  ①特典・商品・サービスに関する各種営業案内を送付し、または電子メールを配信すること。
  ②顧客動向分析、店舗開発、商品開発等の調査活動のために利用すること。
  ③会員からのお問合せへの回答および会員から依頼された各種印刷物、商品等の送付を行うこと。
  ④当社等が主催するコンテスト、懸賞等のイベント活動において参加者を特定し会員に連絡を行うこと。
  ⑤当社等が提供するサービスに関するアンケート、調査、ご意見の受領等によりサービス改善に役立てる具体的な資料を入手し、または会員に連絡すること。
4. 個人情報の管理について責任を有する者および個人情報の利用停止、開示、訂正、削除請求等についてのお問合せ先は当社とし、末尾に記載します。

第１１条（会員番号、検索番号等の管理）

会員は、会員番号ならびにKIPS ICOCAカード、KIPSポイントカードの検索番号について、責任を持って管理するものとします。

2.当社は、KIPS Webサービスにおける会員番号、検索番号等が使用されたインターネット操作については、会員本人が行ったものと判断します。会員本人以外が会員番号、検索番号等を使用したことによる損害は会員が負うものとし、当社は一切の責任を負いません。

第１２条（免責事項）

以下の各号のいずれかに該当する場合、会員は本サービスを利用できない場合があります。その場合、当社等は、これにより会員が受けた不利益および損害について一切の責任を負いません。

(1)カードに破損、毀損、故障その他の異常が認められる場合

(2)本サービスに関係するシステムに障害が発生し、本サービス利用に必要な処理を行うことができない場合

(3)天災等、当社等の責任に帰さない不慮の事故が発生した場合

(4)前3号のほか、当社等が必要と認めた場合

2.以下の各号のいずれかに該当する場合、会員がそれまで積み立てた累計ポイントは無効となり、会員は本サービスに関するすべての権利を喪失します。その場合、当社等は、これにより会員が受けた不利益および損害について一切の責任を負いません。

(1)会員がカード会員を退会し、もしくは会員資格を喪失した場合、または本規約もしくはカード会社が定める会員規約に違反した場合

(2)会員が偽造・変造その他不正の手段を用いてポイントを作出・交換等した場合

(3)カード会社に対する一切の債務のいずれかの履行を怠った場合

(4)前3号のほか、会員による本サービスの利用を当社が不適当と認めた場合

第１３条（本サービスおよび本規約の改定等）

本サービスおよび本規約の内容等は変更・改定または廃止される場合があり、その内容等が会員に通知または公表された時点で、会員はこれを承諾したものとします。

2.当社は運用上の都合や障害の発生等により、本サービス内容の提供を一時的に中断することがあります。

3.前2項の場合において、会員が受けた不利益および損害について当社等は一切の責任を負いません。

4.本サービス提供にかかる、ポイントの有効性、ポイント数、その他サービス内容に関して生じる疑義は、当社の決するところによるものとします。

（本規約に関するお問合せ先・個人情報の管理について責任を有する者）

名　　称：近鉄グループホールディングス株式会社

住　　所：〒543-8585　大阪市天王寺区上本町6丁目1番55号

電話番号：0570-020-383（KIPSコールセンター）

（加盟店）

KIPSホームページ（https://www.kintetsu.co.jp/group/Kips/）に記載のとおり

（TK000403・20200402）